



やめよう万引き 守ろう笑顔

万引きは刑法第235条の
窃盗に該当し

10年以下の懲役

又は

50万円以下の罰金

万引きをしない させない 見逃さない



東京万引き防止官民合同会議

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

